避難所開設時における感染症(新型コロナウイルス等)対策対応基本方針

笠間市総務課 危機管理室

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されている。

こうした状況において,災害が発生し避難所を開設する場合には,避難所の3密(密閉・密集・密接)の回避や衛生対策を徹底するなど,感染症対策に万全を期すことが重要である。

このため、当対応方針に基づき、指定避難所に加え、可能な限り多くの避難所を開設するなど、具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心の確保を図る。

1. 想定する災害

豪雨や台風災害とともに、巨大地震等の避難が必要となる自然災害全般。 ※浸水想定区域や土砂災害警戒区域等。

2. 具体的な対応策

避難所における感染症(新型コロナウイルス等)の発生・まん延を想定し、避難所の 開設にあたって必要な対策を検討する。

1)【可能な限り分散した避難所の開設】

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した避難所以外の避難所も開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討する。
- 自主防災組織による地域集会所等「地区避難所」の開設を検討いただく。
- ・拠点避難所を核として、情報発信や必要な物資の供給等を行う。

2) 【親戚や友人の家、車内等への避難の検討】

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐ ため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただく。
- ・グラウンドや駐車場等のテント泊や車中泊をエコノミークラス症候群等に留意 しながら、有効活用を図る。

3)【自宅療養者等の避難の検討】

・自宅療養等を行っている感染症(新型コロナウイルス等)の軽症者等については、 保健福祉部局と十分に連携の上で、災害の状況に応じながら、適切に対応をする。

4) 【避難者の健康状態の確認】

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行う。また、避難生活開始後も、保健師等により定期的に健康状態について確認する。
- ※ 避難所における感染対策マニュアル 2011 年 3 月 24 日版 (平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班 (主任研究者 切替照雄) 作成

5)【手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底】

避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、マスクを着用し 咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。

6)【避難所の環境衛生の確保】

・トイレや手洗い場,物品等は、定期的に、家庭用洗剤等を用いて清掃するなど、 避難所の環境衛生をできる限り整える。

7)【十分な換気の実施、スペースの確保等】

・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペース を確保できるよう留意する。

8) 【発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保】

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保する。その際、スペース は可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。
- ・同じ兆候,症状のある人々を同室にすることについては,感染症(新型コロナウイルス等)を想定した場合には,望ましくないことから,やむを得ず同室にする場合は,パーティションで区切るなどの工夫をする。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を 分ける。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図り、最大限の連携を図る。

9) 【避難者が感染症(新型コロナウイルス等)を発症した場合】

・感染症(新型コロナウイルス等)を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応をする。

10)【住民への周知・啓発】

- ・避難所以外への避難の検討やテント泊,車中泊等について,防災行政無線や広報誌等により,住民に周知する。
- ・「自助・共助」の重要性や備蓄の促進等、平時より、住民の防災意識の高揚を 図るとともに、実践的な備えにつながるよう積極的に啓発を行う。